

の残れる也と、誠にさも有ぬべく見ゆるものなり、されど釜甚厚くして、中々物を煮るの用に立べくもあらず、上古の世富るゆゑに薪澤山に、人民閑暇なれば、是程の物も用に立けることにや、いぶかし、又釜殿の三四軒程東の町家の裏に、牛石として牛の臥たるごとき石あり、是は明神の鹽やき給ひける時、其鹽を背負たりし牛なりしが、後に石に化したるなりと云傳ふ、

製鹽戶

〔常陸國風土記信太郎〕乘濱里東有浮島村長二千步 廣四百步四面絶海、山野交錯、戶一十五、烟里七八町餘、所居火鹽爲業、

〔常陸國風土記頭注〕昌秀宮山小云、浮島村今在信太之湖中、人戶繁殖、然無有火鹽者、湖亦淡水而無

鹽、

〔續日本紀元七正〕靈龜二年八月癸亥、備中國淺口郡犬養部雁手、昔配飛鳥寺燒鹽戶、誤入賤例、至是遂許免之、

〔日本靈異記下〕漂流大海、敬稱釋迦佛名得、全命錄第廿五

白壁天皇仁光世、寶龜六年乙卯夏六月六日、天卒吹強風、降暴雨、潮張、大水流出、雜木萬侶朝臣遣于

馭使、取於流木、長男小男二人取木編桴、乘於同拒桴、逆而往、水甚荒急、絶繩解楫、中其小男者逕之

五日、其日夕時、淡路國南西田町野浦燒鹽之人住處僅依泊也、

〔日本後紀桓武八〕延曆十八年十一月甲寅、備前國言兒島郡百姓等燒鹽爲業、因備調庸

〔人倫訓蒙圖彙三〕鹽燒。汐汲、汐水は女の業としてこれ汲也、同じ海邊の者なれば、魚とる海人に

なぞらへ、汐汲海人ともいへり、汐は海にて汲、薪は山にもとめてこれを焼ゆへ、薪とる老夫を鹽木の翁ともいへり、誠に鹽やくありさま、みるにくるしき業なり、人家はなれたる海邊にて焼ぬれば、朝夕に立のぼるけふりの風にしたがひて、さまざまの風情をなすは、又くらべみんものなきゆへ、しほ屋の煙とてこれをあひし、歌人もこれをめで、和歌には詠するぞかし、